

～施設整備のため事業資金の借入れを予定している企業様へ～

地域再生利子補給金を活用してみませんか？

地域再生利子補給金制度とは、地域再生に資する事業の実施者が金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借入れる場合に、国が利子補給金を支給することで、低利な借入れが可能となるものです。これにより、地域再生に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待でき、さらに雇用機会の創出や投資誘発効果なども期待できます。

対象となる事業

地域再生に資する事業が対象(下記参照)

ア 物流システム高度化施設の整備や物流効率化機械設備等の導入

※温度湿度調節機能、垂直搬送機、ドックレバラー、ランプウェイなどの設備

イ 港湾施設の機能高度化に資する施設整備

※コンテナターミナルにおけるガントリークレーンやコンテナヤード整備など

対象区域

東京港・横浜港・川崎港の港湾区域及び臨港地区他

利子補給金の支給期間

金融機関が企業等へ最初に貸付けした日から起算して5年間

利子補給率

0.7% 以内

受付期間(※受付終了)

平成29年6月～令和4年6月

融資を実施する金融機関

日本政策投資銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
三菱東京UFJ銀行、横浜銀行、りそな銀行

本制度利用実績

平成24年6月～平成29年6月(第1期)

における当該制度の利用実績は京浜港全体で8件となっております。

問い合わせ先等

東京都港湾局

港湾経営部振興課

TEL:03-5320-5559 FAX:03-5388-1576

横浜市港湾局

港湾物流部物流企画課

TEL:045-671-7263 FAX:045-671-0141

川崎市港湾局

港湾経営部経営企画課

TEL:044-200-3628 FAX:044-200-3981

内閣府HP(利子補給金手続き関係)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kankei.html>